

一般からの応募意見集

平成 14 年 1 月

淀川水系流域委員会

《目次》

1	はじめに	1
2	淀川水系流域委員会について.....	2
3	一般からの意見聴取の実施概要	3
3.1	目的	3
3.2	実施概要	3
3.3	テーマ・対象エリア等	3
3.4	募集・呼びかけの方法	3
3.5	スケジュール.....	3
4	募集・呼びかけの方法	4
4.1	新聞掲載状況	4
4.2	案内状送付状況	7
5	意見の応募結果	10
5.1	応募意見数	10
5.2	応募者、意見の分類.....	10
6	応募された意見の活用について.....	11
7	応募意見の概要	11
8	応募意見(238件)	

1 はじめに

平素より、淀川水系流域委員会の活動に、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加され、河川整備計画の策定にあたっては学識経験者に加えて、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。

これを受けて、淀川水系流域委員会は、河川整備計画原案を策定する国土交通省近畿地方整備局に対し意見を提示することを目的として、53名の幅広い分野の委員による自主的な運営により、今後の20年～30年間の淀川水系の河川整備の内容について検討しております。

今年4月後半を目途に行う予定の中間意見取りまとめにあたって、委員会・部会での検討に役立てるために、去る平成13年12月に流域に関係する一般の方々に対して淀川水系の問題点、理想・要望、実現方法等について意見募集を行いました。その結果、238件にのぼる貴重なご意見をお寄せ頂きました。

この冊子は、お寄せ頂いたご意見をまとめたものです。

これらのご意見は、各委員が貴重な情報として参考にさせていただき、委員会・部会での議論の材料とするとともに、その内容をホームページで公開する予定です。

また、ご意見をお寄せいただいた方の中から、委員会・部会等の場で、直接意見発表をお願いすることも検討しております。

ご意見募集に応募して頂いた方々をはじめ、データの提供等、ご協力頂いた皆様に深くお礼申し上げますとともに、今後とも、淀川水系流域委員会の活動に対して、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

2 淀川水系流域委員会について

■委員会の目的

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加された。また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入された。

「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、淀川水系において「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。

■委員会の特徴

流域委員会は委員会と3つの部会(琵琶湖、淀川、猪名川)で構成され、53名の委員が所属している。また、流域委員会では以下のような、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることを目指している。

- ・ 準備会議による委員会の構成、メンバー等の決定
委員会の構成、委員の選出など委員会の内容は、有識者からなる準備会議にて審議を行い決定した。また、委員選出においては新聞等で一般から公募を実施した。
- ・ 委員による自主的な運営
検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、第3者的立場で民間企業が庶務としてその運営をサポートしている。
- ・ 審議のプロセス、内容の情報公開
会議及び会議資料、議事録等はすべて公開している。
- ・ 幅広い意見の聴取
委員は、治水、利水、環境、人文その他の幅広い分野で構成されており、地域の特性に詳しい委員も多数含まれている。会議では一般傍聴者からの意見聴取も実施している。

■新たな取り組み

流域委員会は設立以来、精力的に議論を重ねている。これまでも委員会、部会の会議中に一般傍聴の方々から意見を頂く機会を設けて来たが、今回、平成13年12月に、河川整備計画原案作成のための「中間意見取りまとめ」に向けて、テーマを絞り、より多くの方々から意見を募集することとなった。

本文書は、平成13年12月に実施された一般への意見募集において、一般の方から平成13年12月27日までに寄せられた意見を収録したものである。

3 一般からの意見聴取の実施概要

3.1 目的

4月中旬に予定している中間意見とりまとめに、広く一般の方々の意見を反映させるために、これまで実施していた意見募集とは異なり、より広い対象に向けて募集テーマや期間を設定した上で意見募集を行う。また、寄せられた意見については、会議の場で直接意見を聴くことも想定し、実施した。

3.2 実施概要

実施主体	淀川水系流域委員会として行う。
テーマ等の設定	テーマおよび文章量を設定する。
公募方法	新聞、ホームページ等で広く意見募集を呼びかける。なお、委員から推薦された個人、団体についても募集を行う。
意見の活用方法	寄せられた意見は、委員会や部会における一般からの意見聴取に活用する。(各部会で、寄せられた意見の中から10件程度を選出し、直接意見を伺う会を開催することを想定している)

3.3 テーマ・対象エリア等

テーマ	・河川で今何が一番問題か(問題) ・どのような川が望ましいか(理想・要望) ・そのためには、どのように整備すべきか(実現方法)
意見の対象となるエリア	意見の対象は「琵琶湖・淀川水系」とする。「水系全体について」または「特定の河川、場所について」のどちらでもかまわない。
分量(文字量)	A4用紙1枚までとする。
意見の公表	いただいた意見については、所属または居住地、提言者名も含めて公開する。

3.4 募集・呼びかけの方法

下記の方法により、意見募集を行う。(詳細は、4ページ以降を参照)

新聞への広告掲載、ラジオ、ホームページ、チラシ配布等による呼びかけ

委員による推薦者への呼びかけ

意見募集の案内状(チラシ)の送付

送付先 : 委員から推薦のあった個人または団体

河川に関係している団体(河川管理者からのリスト提供および庶務によるリスト作成)

3.5 スケジュール

平成13年12月5日～	新聞への広告掲載、ラジオ、ホームページ、チラシ配布等により募集開始
平成13年12月20日	意見募集締切
平成13年12月28日	運営会議を開催し、意見の活用方法等について議論
平成14年1月中旬	淀川部会・猪名川部会:寄せられた意見の中から意見陳述者を選出
平成14年1月下旬～2月中旬	各部会にて意見をお伺いする会を実施
平成14年3月30日	委員会にて意見をお伺いする会を実施(予定)

4 募集・呼びかけの方法

4.1 新聞掲載状況

下記の通り、12月7日から12月13日までに、11紙(全国紙5紙、地方紙6紙)に新聞広告を掲載した。
(新聞に掲載された広告は、次ページ・次々ページ参照)

No.	新聞名称	掲載日	大きさ(*注)
1	朝日新聞	12/7、12/12、12/13	半5段、全3段
2	読売新聞	12/7、12/13	半5段、全3段
3	毎日新聞	12/7、12/12	半5段、全3段
4	産経新聞	12/7、12/12	半5段
5	日経新聞	12/7	半5段
6	神戸新聞	12/7	半5段
7	京都新聞	12/7	半5段
8	奈良新聞	12/7	半5段
9	大阪新聞	12/7	半5段
10	伊勢新聞	12/7	半5段
11	中日新聞	12/9	半5段

注)掲載紙、掲載日、掲載地域により、広告の大きさは異なる。